

放出地区 交通バリアフリー基本構想

概要版

■地区の概要

放出地区には、JR放出駅が立地しており、一日平均利用者数は約34千人となっています。

また地区内には、日本ライトハウス（視覚障害リハビリテーションセンター、障がい者基幹相談支援センター）や榎本福祉会館などの福祉施設、左専道運動場、今津公園といった運動施設などの主要な施設が点在しています。



■地区のバリアフリー化方針

(1) バリアフリー化整備の背景

放出地区は、これまで、基本構想の「これからのまちづくりと周辺地域との一体的な整備によるより安全で安心、快適なまちづくり」を地区の基本理念として、駅舎内では、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設やエレベーターの整備、階段の点字表示・踏面の配慮、ホームにおける安全対策、トイレの多機能化等が進められてきました。また、主要な経路においては、全て整備済みとはなっていませんが、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設等が進められてきました。

さらに、放出駅周辺地区土地区画整理事業により、駅南側の交通広場や都市計画道路、公園などの整備が進められ、新たな歩行者空間が整備されてきました。

一方、近年、障害者権利条約をはじめとする関連法制の整備に加え、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、2025年の大阪・関西万博の開催等を契機として、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、すべての利用者に利用しやすい環境整備とともに、すべての人が、社会的障壁の除去を含む心のバリアフリーの考え方を理解し、実際の行動に結びつけることができるよう、効果的な広報・啓発活動、教育活動に行政・事業者・市民が連携・協働して取り組み、すべての人が快適で安全に移動することができるまちづくりをめざすことが求められています。

(2) 現状の主な課題

1) 鉄道駅について

■これまでの取組内容の充実や継続した取組に関する課題

- ・障がい特性に配慮した券売機・精算機の構造(蹴込み、設置高さ、画面角度等)の改善
- ・案内誘導サインや音響設備の設置などによる主な施設(券売機、改札口、エレベーター等)へのわかりやすい案内・誘導

■社会状況の変化等に応じた取組に関する課題

- ・バリアフリートイレにおける大型ベッドの設置、バリアフリートイレの機能の分散化、オールジェンダートイレの設置(配置・仕様)やカームダウン・クールダウンスペースの設置

2) 道路・交差点について

■これまでの取組内容の充実や継続した取組に関する課題

- ・歩道の設置、歩道の舗装面・勾配の改善
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置、敷設位置の見直しや追加
- ・歩道上における放置自転車等の撤去、交通マナー向上に対する啓発活動の実施

(3) 地区のバリアフリー化方針

方針1 駅施設におけるバリアフリー化の推進

- ・障がい者、高齢者等、誰もが使いやすい施設のバリアフリー化を推進します。
- ・エレベーター位置等利用者の視点にたった案内誘導サインの表示内容、設置位置等を検討します。

方針2 安全で快適に移動できる生活関連経路のバリアフリー整備・充実

- ・駅から生活関連施設を結ぶ生活関連経路について、歩行環境の改善策を検討するとともに、放置自転車の撤去など、安全で快適に移動できる連続したバリアフリー化を図ります。
- ・放置自転車対策の強化や路上駐車を取り締まりの強化等に加え、広報、啓発活動を通じて、交通マナーの向上や歩道上の障害物の危険性に対する理解を深めます。

■地区における重点整備地区の区域設定

放出地区では、以下の考え方に基づいて、面積約90haの区域を重点整備地区として設定します。

(1) 駅を中心とした概ね500mの範囲

(2) 高齢者、障がい者等を含めた多くの人々が利用する施設を含む範囲

■生活関連施設設定

生活関連施設の設定の考え方については、次のとおりとします。	
高齢者、障がい者をはじめ多くの人々が利用すると考えられる次表の区分及び種類にあげた施設	
区 分	種 類
旅客施設	特定旅客施設(鉄道駅舎、バスターミナル など)
官公庁等施設	府庁、市役所、区役所、警察署、裁判所、税務署、保健福祉センター、郵便局 など
教育・文化施設	図書館、区民センター、区民ホール、劇場、特別支援学校、大学、博物館、美術館、映画館 など
医療・福祉施設	病院、診療所、老人福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設 など
商業施設	百貨店、大規模小売店舗 など
宿泊施設	大規模ホテル など
公園・運動施設	公園、スポーツセンター・体育館・プール、その他屋外・屋内施設 など
その他	各地区で選定した施設(観光施設、寺社 など)

■生活関連経路設定

生活関連経路の設定については、次のとおりとします。

なお、「駅から周辺的生活関連施設の入り口までの優先的に整備する「経路」を選定することを基本とします。

(1) 生活関連経路

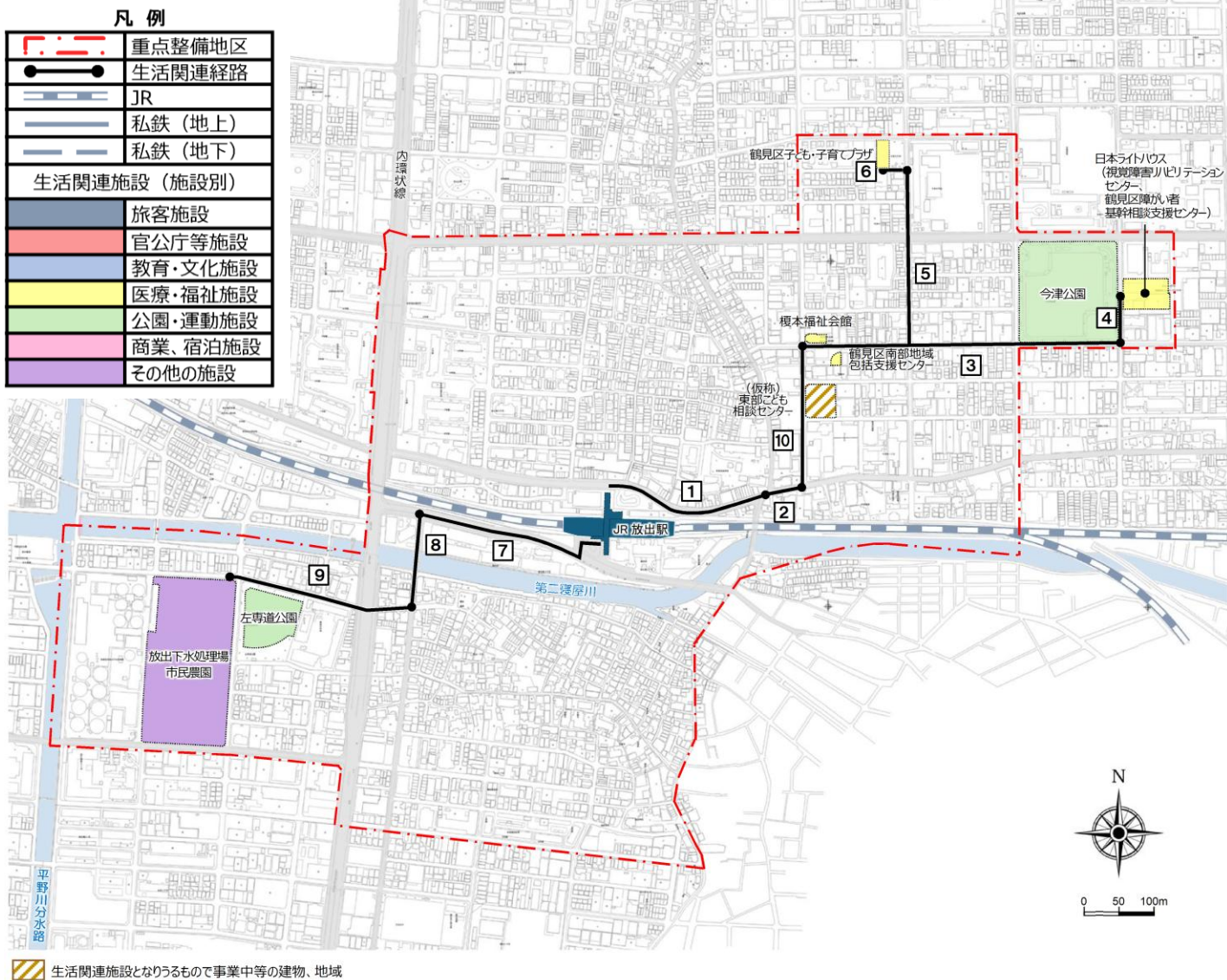
この経路は、以下のような機能を持ち、すでに歩道が整備されている道路、今後歩道が整備される道路、歩行者用立体横断施設等を考慮して設定します。

① 駅から周辺的生活関連施設(官公庁等施設、教育・文化施設、医療・福祉施設、商業施設など)の入口までの経路

生活関連施設一覧		
旅客施設		JR放出駅
医療・福祉施設	福祉施設	日本ライトハウス（視覚障害リハビリテーションセンター、障がい者基幹相談支援センター）
		鶴見区子ども・子育てプラザ
		（仮称）東部こども相談センター
		榎本福祉会館
		鶴見区南部地域包括支援センター
公園・運動施設	公園	今津公園
		左専道公園
その他の施設	その他	放出下水処理場市民農園

生活関連経路の路線名	
1	鯉江榎本線
2	城東区第2721号線
3	城東区第1126号線
4	鶴見区第1144号線
5	城東区第1188号線
6	城東区第1191号線
7	鶴見区第2001-01号線
8	城東区第2466号線
9	城東区第696-1号線
10	城東区第1182号線

■地区における生活関連施設・経路図



■整備等の内容

【鉄道施設】

■駅舎別の内容

放出駅(JR西日本)

整備等の内容	区分	整備時期
エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置	○	—
他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置の検討	—	—
車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討	○	—
精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討	○	—
障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討	—	—
エレベーターの大型化等の検討	○	—
プラットフォーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示	○	—
隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討	○	—
ホームドア又は可動式ホーム柵の設置	○	—
バリアフリートイレへの大型ベッドの設置の検討	○	—
バリアフリートイレの機能の分散化の検討	—	—
授乳室等やカームダウン/クールダウンスペースの設置の検討	○	—
ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供	○	—
異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討	継続実施	
障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供	継続実施	

■整備区分

整備区分	整備等の内容
特定事業 ●	整備内容と完成時期を明確にして進める事業
関連事業 ○	整備の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業 (主にソフト的な事業)

※特定事業●：バリアフリー法第2条に基づく、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、教育啓発特定事業

■整備時期

前期:令和12(2030)年までに整備

後期：令和17(2035)年までに整備

(検討に時間を要するもの、構造の変更に伴い大規模改修等の時期を捉えて実施するもの)

※整備内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により整備時期が異なる場合があります。

■整備等の内容

(参考): 駅舎の整備等の方針(抜粋)

・券売機や精算機の構造や仕様の検討 ・エレベーターの大型化等の検討 ・バリアフリースイレへの大型ベッドの設置の検討 ・授乳室やカームダウン/クールダウンスペースの設置の検討 ・乗り換えや周辺地域・施設への案内・誘導サインの整備における事業者間の連携方法の検討 ・券売機等の双方向コミュニケーションや遠隔操作が可能な仕様など 全ての人が使いやすい券売機等の設置の検討 ・高齢者、障がい者用の個別機能を備えた便房や複数の機能を備えた便房の分散化、オールジェンダートイレの設置の検討

【バス車両及びタクシー車両】

■バス車両

市内路線バス車両

整備等の内容	区分
ノンステップバスの導入	○
障がい者対応型案内誘導設備等への案内用図記号(ピクトグラム)の表示	○

空港アクセスバス

整備等の内容	区分
リフト付きバス又はエレベーター付きバスの導入の検討	○

■タクシー車両

整備等の内容	区分
ユニバーサルデザインタクシーの導入	○

【道路・交差点】

■道路

整備等の内容	路線名	区分	整備時期
歩道の有効幅員の確保(2.0m 以上確保)の検討	城東区第2721号線 城東区第1191号線 城東区第2466号線 城東区第696-1号線 城東区第1182号線 城東区第1126号線	○	－
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設の検討	城東区第2721号線 城東区第1191号線 城東区第2466号線 城東区第696-1号線 城東区第1182号線 城東区第1126号線	○	－
音響信号機等の押しボタンが操作できる位置までの敷設の検討(全地区の共通の方針を検討)		○	－
路側帯のカラー舗装化、自動車・自転車の進入抑制や速度抑制、必要な交通規制、違法駐車を取り締まり、放置自転車の対策等を検討	城東区第2721号線 城東区第1191号線 城東区第1182号線 城東区第1126号線	○	－
横断歩道箇所等における車道との接続部の歩車道境界部の段差構造について、当事者も参加する検討の場の設置(全地区の共通の方針を検討)		○	－

■歩道上障害物

整備等の内容	区分
現行の「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例」等の活用や鉄道駅周辺における放置自転車に関する全市的な取り組みの中で、特にバス停留所等や鉄道駅出口付近及びエレベーター付近の重点的放置自転車対策の実施	継続実施
商品・看板等の歩道へのはみ出しに対する是正の指導・撤去の推進	継続実施

■違法駐車対策

整備等の内容	区分
移動の円滑化を特に阻害する横断歩道上、バス停留所付近等の取締り強化 歩道の有効幅員の確保が困難な路線の取締り強化	継続実施

【心のバリアフリー】

■教育啓発事業の取組内容

整備等の内容	区分	関係者
一般利用者に高齢者、障がい者やSOGIESCの多様性への理解を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	●又は○	道路管理者 交通管理者 鉄軌道事業者 バス事業者
職員への研修・教育の実施	●又は○	大阪市 鉄軌道事業者 バス事業者 大阪タクシー協会 タクシーセンター
基本構想に基づく取り組みの市民への周知・情報提供	●	大阪市
地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮、多様なSOGIESCについて理解するための取組の実施	●	大阪市
	●又は○	鉄軌道事業者 バス事業者 大阪タクシー協会
学校教育における「総合的な学習の時間」等での取組	●又は○	大阪市 バス事業者

■整備区分

整備区分	整備等の内容
特定事業 ●	整備内容と完成時期を明確にして進める事業
関連事業 ○	整備の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業(主にソフト的な事業)

※特定事業●: バリアフリー法第2条に基づく、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、教育啓発特定事業

■整備時期

前期: 令和12(2030)年までに整備
後期: 令和17(2035)年までに整備
(検討に時間を要するもの、構造の変更に伴い大規模改修等の時期を捉えて実施するもの)
※整備内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により整備時期が異なる場合があります。